



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
発行責任者：岩橋 祐治  
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター・全労連会館6階  
Tel (03) 5842 - 5601  
Fax (03) 5842 - 5602  
毎月1日発行  
年額1,500円（送料込、会員は会費に含む）  
<http://www.inoken.gr.jp>

## 講義・交流を力に職場改善を 第2回労働安全・衛生中央カレッジ終了

全国センターは、2月10～11日、滋賀県・大津市において、労働安全・衛生中央カレッジ第4課を開催しました。この課をもって第2回カレッジは終了となります。第4課の参加者は34人でした。

### アセスメントとマネジメントを平行して

第2回カレッジ最終課のテーマは、「リスクアセスメント」と「人間工学的改善」です。はじめの講義は天理大学の近藤雄二氏の「リスクアセスメントについて」。リスクアセスメントは、職場とその作業の進め方からどんな問題（リスク）が起こるかを予測します。次にリスクの原因・要因（ハザード）を抽出していきます。一般的に次のステップはリスクの評価・見積（アセスメント）となります。近藤氏は「アセスメントしつつ同時にリスク低減に向けてのマネジメントを進めることが大切」と強調しました。

具体的には「製造職場における重量手扱作業」の事例が示され、小グループで意見交換。腰痛・頸腕等のリスク、体幹前屈や持ち上げ作業の頻度の高さなどのハザードを出し合い、対策を検討し合いました。また、労働者に求められている活動は「参加して、作り出していく活動」であり「リスク感性を高め、継続して実践しよう」と呼びかけました。

### 「作業関連性」をとらえる

次に、滋賀医科大学の北原照代氏から「筋骨格系障害予防のための人間工学的改善」をテーマに講義を受けました。

「作業関連性」とは、1976年にWHO（世界保健機構）総会において提起された概念です。それ以前の「職業病」は、例えば「石綿→胸膜悪性中皮腫」のように、有害因子と疾病が直接の因果関係にあるものという考え方でした。「作業関連性疾患」は、多要因の一つであっても「職場のストレス→高血圧」のように明らかに作業が関連しているととらえる考え方です。頸肩腕障害・腰痛はその代表的なものと



びわこ学園前で参加者全員で記念撮影  
いうことができます。

「腰痛は、労働者の健康で最も大きい課題となっている」と北原氏は指摘。特に保健衛生業の労働者の腰痛は、他産業と比べ増え続けています。厚生労働省も2013年に「改訂・職場における腰痛予防対策指針」（以下「改訂指針」）を出したが、北原氏らの調査によると医療安全や感染症対策が先行しているのが現状です。

### 現場から改善を

「改訂指針」では、対策の基本にリスクアセスメントと安全衛生マネジメントシステムが位置付けされました。そして、「原則として人力による人の抱え上げは行わない」とされています。「職場巡回や聞き取り調査を通じ現場を見て、労働者の声を聞いて、作業管理や作業環境管理を」との北原氏の提起を、先のリスクアセスメントの講義と合わせて職場改善に活かしていくことを確認しました。（2面につづく）

### 〈今月号の記事〉

労働安全・衛生中央カレッジ第4課	1～2面
過労事故死勝利和解／理事会報告	3面
各地・各団体のとりくみ 全教／化学一般／全労連／東京／大阪	4～7面
私の健康法	7面
アスベスト飛散防止問題要請行動	8面

## 進んだ実践を学び、活かそう

### カレッジ第4課・2日目

2日目は、びわこ学園医療福祉センター草津の職場見学を行いました。びわこ学園は、1963年に全国で2番目の重症児施設として開設しました。「重度の障害で全面的な生活援助が必要な上に健康的な問題を持つ人に対し、より良い生活を追求するほどに腰痛が深刻になっていったと聞いている」と辺見看護部長は語ります。

抱き上げ、中腰姿勢、夜勤、変則勤務など腰痛の原因となる要素は多くあります。健診などは実施したもの、「介護は人の手で、機械使用は時間がかかる」とノーリフティングの実践が進むのには、時間がかかったとのことでした。

#### 利用者にも労働者にも優しい

しかし、妊娠中の職員の「このままでは働き続けることができない」という声をきっかけに対策が進み始めました。1995年にはスライディングシート（体の下に敷いて滑らせて移動するシート）を導入。今では入居者1人に1枚以上備えられています。ベッドからストレッチャーへの移動時の段差をなくすスライディングボードは、市販のプラスチックボードをつないで職員がつくり「ダントール」と呼ばれているとのこと。2004年からは、腰痛一斉検診も行われ、病棟ラウンドも実施されています。実践すると抱え上げない介護は利用者にとっても優しいことが徐々に浸透していきました。「現場を大事に、見て、聞いて、こうしたら」という発想で取り組んでいることが強調されました。

病棟ごとに入所者の安全性と労働者の健康を守る



1台毎にシートとボードがある浴室用ストレッチャー



衝突防止・廊下カーブミラー



高さをあげてあるゴミ箱



説明をする辺見看護部長

視点から様々工夫されている点について、辺見看護部長から報告を受け、実際に案内をしてもらいました。設備的な改善から手作りの備品まで、施設内は工夫にあふれていました。産業医はカレッジ2課で講義した塙田和史滋賀医科大学准教授です。

参加者からは「職員も利用者も気持ちよくなれる改善を繰り返していることに感動した」との声が出されています。

#### 知らなかつたではすまない

2日目午後は、滋賀医科大学に場所を移し、SGDと閉講式を行いました。まとめの講義は全国センター理事の川口英晴氏（JMITU）です。川口氏は自らの労働組合活動を踏まえながら「安全衛生活動はたたかい」と強調しました。労働安全衛生を守ることは経営者の責任だが労働組合も「仕方がない・知らなかつたではすまない」と指摘しました。昨年7月から行ってきた第2回カレッジの最終講義となりました。

最後に田村昭彦副理事長が閉会あいさつを行いました。「カレッジで職場を改善していくためのヒントを得たことと思う。今後、職場での取り組みをぜひ全国センターに報告してきてほしい。情報共有・普遍化し、活動を広げよう」と呼びかけました。（全国センター 岡村やよい）



修了証受証者

## グリーンディスプレイ過労事故死の和解勝利 前例のない判断示す

神奈川県のグリーンディスプレイ社（植物の展示販売など）に勤務していた渡辺航太さん=当時24歳=が帰宅途中に事故死したのは過重労働によるものとして、遺族が訴えていた裁判は、2月8日、横浜地裁川崎支部で和解が成立しました。遺族側代理人の川岸卓哉弁護士は「通勤時の交通事故に関して企業側の管理責任が問われることはほとんどなかった。過労死の対象を広げ、対策を強化させることになる」と語っています。この事案は、いの健神奈川センターが支援してきました。

### 安全配慮義務違反

航太さんは、2014年4月に横浜のグリーンディスプレイの事務所から稻城市の自宅に原付バイクで帰る途中で電柱に衝突。脳挫傷などで即死しました。事故の原因には、長時間労働、徹夜勤務があり、事故当日は、前日からの24時間近い勤務の後、睡眠もとれないまま帰路についていました。事故前1カ月の時間外労働は約90時間になっていました。グリーンディスプレイの安全配慮義務違反は明らかです。

### 事実で反論、世論づくり

2015年4月に母・渡辺淳子さんが、会社に対して損害賠償請求を求めて横浜地裁川崎支部に提訴しました。淳子さんは様々な場で必死に訴え、多くの共感を得て支援する会も結成。署名も15000筆集めました。会社側は「事故は本人の不注意が原因で仮眠室や移動中に休息がとれた」などと主張しています。

### 第1回理事会報告 「雇用によらない働き方」を学習

1月31日、いのちと健康を守る全国センターの2018年第1回理事会が開催されました。理事会の最初に、森崎巖理事（全労働省労働組合委員長）を講師に、「雇用関係によらない働き方」の学習会を行いました。森崎理事は、財界のねらいについて①労働力人口減少の下での「労働力の確保」、②労働法令に基づく各種義務（使用者責任）の回避、③社会保障、福利厚生等のコスト削減にあるとし、経営戦略的には1995年の「新時代の日本の経営」に次ぐ位置づけのもの（労働時間の上限規制の適用を受けない労働者と雇用関係によらない働き方の拡大）だと指摘しました。対抗していくには、偽装自営業者に対する労働法の厳格な適用を求めるとともに、労働基準法の「労働者」の判断基準の今日的見直し



和解決定後の記者会見(右から2人目が淳子さん)

ましたが、仮眠室が利用できる状態ではなかったことや、退勤が深夜になる場合には原付バイクでの出勤を指示していたことなどを元従業員の証言も得て反論。広範な世論の支持を作っていました。

### 未来への責任

2017年12月、裁判長から和解案が示されました。そこでは、本裁判の社会的意義が強調され、社会問題としての過労死を厳しく告発。裁判所は「過労死の根絶のための真の紛争解決をする職責を国民から負託されている」と表明しました。和解勧告では会社の安全配慮義務違反を指摘し、和解条項の中には、再発防止策として「勤務時間インターバル制（勤務時間終了から11時間以上あける）の確保」を就業規則に明記し、周知徹底をはかることも盛り込まれました。

和解決定後の会見で、淳子さんは「限界を試す働き方は間違っている」「過労死のない社会を築くことが未来への責任」と語っています。

過労死・過労自死に続き、過労事故死もなくす社会が求められています。（編集部）

やドイツにおける「労働者類似者」、フランスにおける「労働者と同等視できる者」など新たな法規制の在り方の検討が必要だと指摘しました。

第20回総会では17人が発言。今後決定集を作成・配布します。アスベスト飛散防止問題での環境省および国土交通省要請は2月1日に行います。

第6回健康で安全に働くための交流集会は、5月26~27日に医労連会館で開催。長時間過密労働の解消、「健康で安全に働く権利」がすべての労働者に保障されることをめざして、職場・地域における実践交流と学習を行っていきます。規模は80人程度。労働組合での取り組みを重視します。

20周年記念事業については、記念誌の発行、レセプションなど引き続き検討していきます。

## 各地・各団体のとりくみ

**全教**

### 教職員の長時間過密労働の解決を 生活権利討論集会

全教は1月20～21日、生活権利討論集会を開催し、教職員の長時間過密労働の解決を求める問題について集中的に討論しました（写真）。

昨年12月末に中央教育審議会が「学校における働き方改革（中間まとめ）」を発表し、文科省がそれをもとに「緊急対策」を発表しましたが、それに先駆けて、「超勤解消プロジェクト」（滋賀）、「多忙化解消プラン」（愛知）、「部活動ガイドライン」

（京都市）など、各都道府県や政令指定都市の教育委員会が施策をすすめていたことが交流されました。「プラン」をつくる会議に組合代表が参加したり、意見表明を求められたりした組織もありました。

また、広島県教委が教職員の「業務改善の視点も踏まえた見直し」として、県版の学力テストを「休止する」と回答したことも紹介されました。

一方、超勤対策として出退勤時刻を記録するようになった地域からは、「管理職の『帰れ』コールが激しい。校長室に呼び出して『なぜ早く帰らないのか』と叱責する管理職も」等、新たな問題が生じているとの報告もありました。



この間、各組織は、教職員アンケート「これが原因、わたしの長時間過密労働。これが必要、解決のために」に寄せられた多数の声をもとに、教育委員会や関係団体との懇談や申し入れをおこない、教職員定数の抜本的改善など実効ある施策を求める運動を広げてきました。「教育には金と人を増やさないといけない」との回答を引き出した例もありました。

同時に、各職場に衛生委員会をつくって具体的な活動をすすめたり、総括安全衛生委員会の設置と会議の定例開催を求めたりするなど、労安体制確立の重要性が発言の中であきらかにされました。分散会では、愛知高教組と東京都教組の報告をもとに、各地の様々なとりくみを交流することができました。

（全教 糸谷陽子）

**化学  
一般**

### 同じ事を繰り返さない教育を 春闘討論集会

化学一般労連は2月3～4日、ハートピア熱海で春闘討論集会を開き、90人が参加しました。

1日目は春闘方針の提案と岡田尚弁護士による「安倍さん、憲法変えてこの国どうするの？」との講演が行われました。

その後4つの分科会に分かれ、①職場の安全衛生活動、②団体交渉の進め方、③賃金の基礎理論、④時間外労働の規制と36協定をテーマに討議しました。

第1分科会には24人が参加（写真）。「新人の労災が多い。大事故があっても時間がたつと危機感が薄れている」などの報告がありました。「やさしい労働安全衛生法・労働安全規則」（かもがわ出版）を紹介して、安全衛生法の成立の経過を学習しました。また、「安全衛生どこが知りたい、これが聞きたい」（中災防「安全のひろば」）の14回分を参考資料として紹介しました。

職場での具体的な事例として「トルエン50%溶剤からキシレン50%溶剤に使用する物質を変更す



るので尿検査は中止すると言われたが良いのか」（回答：変更しても必要）、「ニッケル粉剤取扱者は特別健診を行っているが、粉剤の入った袋を取り扱っている作業者は行っていないことをどう考えるか」（回答：ばく露の可能性の有無の確認が必要。安全衛生委員会で取り上げた方がよい）などの質問が出されました。

また、「責任は事業主が取るとあるが、実際はそうなっていない事例がある。使用された物質について違反として起訴されたが、当時の開発責任者が不明で、責任の所在が特定出来ず、現在の開発責任者が起訴された。過去の事例を振り返り、同じ事を繰り返さない教育が重要になる」という報告もありました。

今後も分科会を継続し、安全で安心して働く職場を目指します。（化学一般 榎本光男）

## 各地・各団体のとりくみ

全労連

### 労働組合の出番

1.25無期転換運動交流集会

1月25日に「労働組合に入って『直接雇用・無期雇用』を実現しよう 1.25無期転換運動交流集会」を全国教育文化会館で開催しました。全体で100人の参加がありました。集会は、全労連、国民春闘共闘、日本マスコミ文化情報労組会議（M I C）、純中立労組懇の共催、全大教の協賛と幅広い労働組合の共同開催となりました。

開会あいさつで全労連野村副議長は「無期転換実現の取り組みは、すべての正規・非正規が協力して取り組まないと前に進まない。脱法行為の雇止めの阻止。無期化の実現と合わせて賃金・労働条件の改善を実現していこう」と呼びかけ、全労連仲野組織・法規対策局長が基調報告を行いました。

特別報告では、雇止め阻止・クーリング期間導入を撤回させた東大教職組、放送業界での安定した雇用の確保にむけた民放労連の無期転換化の取り組み、全厚生からは年金機構の職場状況など公務職場での無期化の取り組み、無期転換プロジェクトとし

て道内各地で市民講座に取り組んでいる道労連の4組織から報告を受け教訓を学びました。

フロアからも積極的な発言が続き、凸版印刷における雇止めの状況、N T T マーケティングアクト争議の勝利報告、理化学研究所における大量雇止め、私立高校の非正規教員の実態調査報告など8人の発言がありました。有期雇用労働者を組合に迎え入れ当事者運動を大きくするとともに、正規と非正規一体となつた取り組みが運動を前進させる教訓が語られました。

閉会のあいさつで、全農協労連黒部書記次長は「無期転換の取り組みを有期雇用労働者との対話のきっかけとし、雇用の原則である無期直接雇用を実現しよう。入り口・出口規制の制度改善の実現とあわせて運動を作っていく」と呼びかけ、集会を結びました（写真）。

（全労連 仲野 智）



全労連

### 働き方改革一括法案阻止するぞ 労働法制中央連絡会

労働法制中央連絡会は2月10日、全労連会館2階ホールで、「許すな!『過労死促進、格差容認、非雇用型労働の普及』8時間働けば、ふつうに暮らせる社会の実現を!安倍『働き方改革一括法案』阻止!2.10決起集会」を開き200人が参加しました（写真）。

労働法制中央連絡会・小越洋之助代表委員が主催者あいさつ。日本共産党的高橋千鶴子衆議院議員が国会情勢報告を行いました。

講演として、N H K 記者で過労死した佐戸未和さんのお母さんの恵美子さんと東京過労死家族の会の中原のり子代表が話しました。佐戸さんは「未和は2013年の都議選、参院選の報道で土日もなく連日、深夜まで働いていた。なぜ長時間労働が放置されたのか。上司は『記者は時間管理ではなく裁量労働、個人事業主のようなもの』と何度も言った。上司が時間管理をしていたら防げた。未和は仕事に誇りを持ち、結婚を控え、生きる気満々でした。生きていてほしかった」と声をつまらせました。中原さんは「小児科医の夫は高度プロフェッショナル制度と同じ働き方をしていた。この働き方には過労死するワナがある。規制と言って80、100時間と人が死



んてしまう時間を法律で決めていいのか。見直してほしい」と訴えました。

自由法曹団の鷺見賢一郎弁護士が法案について雇用や労働法を根本から変えると批判。労働法制中央連絡会・伊藤圭一事務局長が情勢報告しました。

その後10人が発言。「教職員は、病気休職者のうち精神疾患の人が63%。100%の出勤率を前提に成り立っていて、一人が倒れるとドミノ倒しになる」（全教）、「1万人以上が過労死ラインで働いている。命と健康を守るために働く人たちが健康ではいられない」（医労連）、「自治体では、3～4割が非正規職員で、年収200万円未満のワーキングプアを生み出している。組織化が大事。均等待遇をめざす」と報告しました。

全労連の三木陵一副議長が行動提起し、団結がんばろうで、働き方改革一括法案阻止に向けて決意を固めあいました。（全労連 高島牧子）

## 各地・各団体のとりくみ

**東京**

### ビキニ被災者の闘いに連帯を ビキニ水爆被災者の労災不支給決定

昨年の12月25日、全国健康保険協会船員保険部（以下 保険部）はビキニ水爆被災者の労災申請に対し不支給の決定を出しました。

#### ビキニ水爆被災者の労災申請の経緯

経過は以下の通りです。

- ◇2016年2月26日 高知県の元マグロ漁船員及び遺族が「保険部」に労災申請を提出。
- ◇船員保険部に有識者会議（代表：明石真言・量子科学技術開発機構執行役）が組織され、以降当該会議を計6回開催。2017年12月11日「報告書」を提出。
- ◇2017年12月25日の不支給決定後、請求者全員がその決定を不服として審査請求を要求。
- ◇2018年1月29関東信越厚生局社会保険審査官に審査請求。その後記者会見を実施（写真）。

#### 不承認及び不支給決定の理由

療養の給付請求と遺族補償請求についての不承認  
・不支給決定の理由は、共通して「乗船中に被ばくした放射線量を評価したところ、放射線による健康障害が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった」でした。

#### アメリカの水爆実験による被災の実態を広げよう！

広島・長崎そしてビキニと日本人は3度にわたってアメリカの原水爆の被害をこうむってきました。アメリカは1946年から56年までビキニ環礁周辺で原水爆実験を繰り返し、1954年3～5月のビキニ環礁における水爆実験、とりわけ3月1日のプラボーアクションでは広島の原爆の1千倍の威力の実験であ



り、約1000隻のマグロ漁船などが付近に航行しており、多くの漁船員（1万人に近くか？）が死の灰の曝露を受けたのでした。その中で静岡県・焼津港に寄港した第5福竜丸の通信士であった久保山愛吉さんが白血病で亡くなったことは大きな衝撃を日本中に呼び起しました。そして大量のマグロが破棄されたのでした。

しかしアメリカは日本政府に対して翌年の1955年にはわずかな「見舞金」の支払い事件の幕引きを図り日本政府もそれに追従し、以降ビキニ被災者問題は闇に葬られました。こうした中でも高知を拠点に、高校の教師であった山下正寿さんは高校生と共に被災者掘り起しの取り組みを30数年前から粘り強く取り組んできました。

調査の中で30、40歳代で癌による死亡事例や自殺などの元船員の実態が浮かび上りました。その中から労災申請が生まれ、また国の「規制権限不行使」を問う損害賠償裁判を高知地裁に起こしたのです。原告らは「半世紀以上、国は何もしてこなかつた」「無念の気持ちを国にぶつける」など口々に怒りの思いを表明しています。改めてビキニ被災の実態を広げ、審査請求と裁判勝利を勝ち取るために、東京センターは奮闘していく決意です。

（東京センター 色部 祐）

#### いの健全国センター 第6回健康で安全に働くための学習交流会

日 時 5月26日(土)13時～27日(日)12時  
会 場 日本医療労働会館(東京都台東区入谷1-9-5)  
(JR鶯谷駅・地下鉄日比谷線入谷駅)  
TEL:03-3876-6101  
講 演 「8時間働けばふつうに暮らせる社会を  
～働くルールの国際比較」  
筒井晴彦氏 労働者教育協会理事  
参加費 1,000円



## 各地・各団体のとりくみ

**大阪**

### 毎月開催で定番行事に 健康ハイキング「ウサギと亀」

大阪センターでは毎月健康ハイキングを行っています。例会には10~15人が参加し、最近は、40~50歳代の現役の労働者の参加も増えています。「健康増進と安全で楽しいハイキング」をモットーに、登山口でのストレッチ、最も遅い人に合わせた歩行ペース、昼食での味噌汁を定番にしています。万一の事故に備え、大阪労連共済の行事スポット保険にも加入しています。また、会の機関紙「ウサギと亀」を季刊で発行しています。会の運営は7人の世話人で世話人会を定期に開催し例会のコース、行事などを相談しながら進めています。毎年12月には定期総会を開催し、1年の総括と計画を立てています。

今年年明け早々の1月例会は、干支の戌年にちなんで、大阪南部にある犬鳴山（いぬなきさん）に13人で行きました。犬鳴山という名の山ではなく、七世紀の中ごろに修験道の開祖と言われる役小角（えんのおづぬ）が七宝瀧寺（しちぽうりゅうじ）を中心を開いた靈場です。この日、同じような思いの人が多いのか、犬鳴山に向かうバスは超満員状態でした。

### シリーズ 私の健康法（6）

## 仏像彫刻が至福の時

常日頃、何よりもいのちが一番大切で、健康維持のために職場の安全衛生活動が大事だと言っている方の中に不健康な方がいます。私もご多分にもれず、現職の時には不健康な生活を送っていました。

退職して、いの健京都センターの事務局長に就任することが決まり、今までの不健康・不規則な生活を改め、健康を維持しながら活動できるように努力しようと決意しました。その第一歩は、毎日続けている飲酒習慣を改善し、ノーアルコールデーを増やしていく、お付き合いの時だけにしようと大変な努力をしてきました。その結果5年ほどで、10キログラム減量に成功しました。長年の腰痛持ちで、脊椎間狭窄症で手術をしてからは、リハビリを兼ねた毎朝のウォーキングが日課となりました。ダンベルを使った筋トレやスクワットなどもメニューを取り入れ、やめたくなる誘惑に負けず、日々頑張っています。

また退職後、新しい趣味に挑戦しようと仏像彫刻を始めました（写真）。この時間が気分転換になり、



（写真）。

渓谷に沿った参詣道を小一時間歩き、大小さまざまな滝や奇岩を楽しみました。七宝瀧寺には行場らしく法螺貝の音や読経の声が鳴り響いていました。寺のトイレがウォシュレットなのにびっくり。寺の周囲を囲むようにいくつかの山がありましたが、この日は高城山（たかしろやま、649m）に登りました。1時間で山頂に着き、あたたかい味噌汁で初登りに乾杯。帰りには登山口にある温泉でゆったりと体をあたため、いい気分で帰路に着きました。

（大阪センター 西岡健二）

新谷一男（京都センター）



2017年仏教美術展に出展した「薬師如来像」

ストレス解消もあり、至福の時になっています。最初は、仏足、次に仏手、仏頭と進み、今では高さ50センチくらいの仏像を彫るまで進んできました。仕事以外に趣味の世界を持つことは、生活に張りもでき健康に生きていくことにつながると思います。

# いのちと健康を守り切る対策を国の責任で

## アスベスト飛散防止問題で環境省&国土交通省要請を実施

全国センターは2月1日、建築物の解体工事に伴って予想されるアスベスト飛散の防止問題で、環境省及び国土交通省に対する要請行動を行いました。全国センターからは、福地保馬理事長、長谷川吉則副理事長、大阪アスベスト対策センター幹事の伊藤泰司さんら7人が参加しました。日本共産党の武田良介参議院議員、山添拓参議院議員（国交省のみ）にも同席いただきました（写真）。

### 「レベル3」対策を急げ

環境省に対する要請は、大気汚染防止法の改正要求その他で、現在規制対象外となっているレベル3建材も規制対象とすること、発注者にアスベストの有無を調査・確認する義務を課し過失によるアスベスト飛散に対しても責任を問うこと、アスベスト除去工事の完了検査を有資格者が行い報告制度とすることなどを求めました。環境省は、レベル3建材の規制や除去工事の完了検査の在り方については、「今後検討していく」とはしましたが、詳しいことは明言しませんでした。

アスベストは発じん性によってレベル1～3に分類されています。発じん性とは粉じんの発生のしやすさのことで飛散性と同じ意味です。レベル1は発じん性が著しく高い建材で、石綿含有吹き付け建材。レベル2は発じん性が高い建材で、石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材。レベル3は発じん性が比較的低いとされている建材で、レベル1、2以外の、成形板などのすべての石綿含有建材を指しています。しかし、アスベストは、しきい値のない発ガン物質です。しかも日本に輸入された石綿の60%以上がレベル3建材に使用されたと言われています。実際に熊本地震の際は被災地でレベル3までの対策が行われています。

### 除去費用補助制度は継続

国土交通省に対しては、「石綿建材調査マニュアル」の改訂をはじめとするアスベストの管理等に関する要請を行いました。「石綿建材調査マニュアル」については、レベル3建材を含むすべての石綿建材を調査対象とすること、民間の建物のみならず国や地方自治体などの公共の建物も対象とすること、小規模な建物も対象とすることを求めました、国土交通省は「石綿建材調査マニュアル」は、「地方公共団体の建設行政に関わる職員が、民間建設物における石綿の使用実態の把握を行う際の参考とする」ことを目的としたものであるとして、改訂要求にまともに答えませんでした。2017年度末に打ち切るとされていた「アスベスト建材調査及び除去費用への補助制度」の存続については、引き続き制度を存続させると答えました。建物使用時の管理者のアスベスト調査・管理義務の明確化と有資格者の調査と毎年報告制度の創設、建物解体時の建設リサイクル法にもとづく届出に有資格者が検査し報告する制度に改定すること、石綿除去業者の許認可制度を求めたのに対しては、現状の説明にとどまりました。「石綿含有建材調査者」資格に毎年の講習受講と更新を求めたのに対しては、2014年に創設された同制度が来年5年目となることをふまえ、来年更新講習を実施すると答えました。



る石綿の使用実態の把握を行う際の参考とする」ことを目的としたものであるとして、改訂要求にまともに答えませんでした。2017年度末に打ち切るとされていた「アスベスト建材調査及び除去費用への補助制度」の存続については、引き続き制度を存続させると答えました。建物使用時の管理者のアスベスト調査・管理義務の明確化と有資格者の調査と毎年報告制度の創設、建物解体時の建設リサイクル法にもとづく届出に有資格者が検査し報告する制度に改定すること、石綿除去業者の許認可制度を求めたのに対しては、現状の説明にとどまりました。「石綿含有建材調査者」資格に毎年の講習受講と更新を求めたのに対しては、2014年に創設された同制度が来年5年目となることをふまえ、来年更新講習を実施すると答えました。

### 被ばく防止は急務

今後、人口減の下で空き家が増え、解体工事も増えていくと予想されます。アスベストの飛散の危険性も強まっていきます。解体工事に従事する労働者の安全衛生の確保と国民のアスベスト被ばく防止の強化は急務です。建設アスベスト訴訟では、国の規制権限不行使の違法性が断罪されています。そのことを反省し、これから解体工事でアスベストを絶対に飛散させない、解体工事に従事する労働者と周辺住民のいのちと健康を守り切るという立場に立ち切ることが求められているにもかかわらず、環境省と国土交通省の姿勢はあまりにも無自覚・無責任です。引き続き、"死の棘"といわれるアスベストの飛散防止対策の強化を求めて、環境省、国土交通省、そして厚生労働省に対して、要請を強化していかなくてはならないと痛感させられた要請行動でもありました。

（全国センター 岩橋祐治）